

熊谷市工場立地法地域準則条例

本市では、令和3年4月「熊谷市工場立地法地域準則条例」を施行し、市内に立地する特定工場の緑地面積率等について、本市独自の基準を設定しています。



工場立地法では、一定規模以上の工場（特定工場※）の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率などを定めており、新設等を行う際は市に届出を行わなければなりません。

※ 敷地面積9,000m²以上又は建築面積の合計3,000m²以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場

工場立地法及び市条例による緑地等の面積率

区域区分	準工業地域	工業地域及び工業専用地域	市街化調整区域	その他の区域
緑地	10%以上	5%以上	5%以上	20%以上
環境施設	15%以上	10%以上	10%以上	25%以上
重複緑地	50%まで			

シティプロモーション

魅力を創り、伝える

本市では、「地域の魅力を市内外に発信する活動」や「地域の魅力を『見つける、創る、磨く』活動」などをシティプロモーションとして位置づけ、まちのファンを増やすことを目指しています。



クマガヤサポーター認定証



シティプロモーションロゴマーク



シティプロモーション動画「クマガヤパレード」
(右記コードからご覧になれます▶)



市公式YouTube

クマガヤサポーター

「クマガヤサポーター」として、熊谷の魅力を一緒に創りませんか？

本市では、熊谷市シティプロモーションサポーター登録制度に登録いただいた企業・団体の皆様が「クマガヤサポーター」となり、様々な魅力創り・魅力発信活動を行っています。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

地域ブランドで伝える、農・商・工の魅力

熊谷ブランド「晴れまち」



熊谷ブランド「晴れまち」は、令和7年3月にスタートした地域ブランドです。

FARM（農業）、GIFT（商業）、PRODUCT（工業）の3つの分野による【指定品】としてのブランドと、公募により民間企業の商品を【認定品】とするブランドの取組を中心とし、地産地消や産業振興に取り組んでいます。



市ホームページ